

朝鮮総連閻連施設、 題で大阪市、堺市

固定資産税問

一般的な監査請求見本

- ・ 私たちは言うまでもないが、一日でも早く被害者を救出しなければならない。
- ・ その解決方法として最も効果的なのは金正日政権の崩壊である。
- ・ そのためには金正日政権の資金源を断つのが最も効果的と考える。
- ・ そこで金正日政権の資金源を考えると、日本の朝鮮総連から多額の献金が北朝鮮に渡っているという。
- ・ そこで我々の仲間が朝鮮総連が不当に支払いを免れていないか市長へ質問状【資料一】を送付し調べた。
- ・ その結果、朝鮮総連関連18施設への固定資産税が減免されていることがわかつた【資料2】。
- ・ 理由は、「大阪は在日の割合が多い、よつて在日に施設を開放すると言うことはその地域に開放したことになる。よつて公民館と同じ扱いをする。

大阪市は朝鮮総連関連施設への固定資産税を厳格に徴収せよ。

大阪市職員措置請求書（監査請求）
大阪市監査委員御中

訴状 平成21年9月18日 大阪地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 德永信一

租税減免処置取消（住民訴訟）請求事件

訴 訟 額	1,600,000円
貼用印紙	13,000円

請求の趣旨

1 原告による住民監査請求

原告は大阪市内に現住する大阪市民であるが、平成21年の月25日、大阪市監査委員に対し、大阪市内の在日朝鮮人総聯（以下「朝鮮総聯」という）がその活動に使用している施設を対象に行つた平成20年度の固定資産税及び都市計画税の減免処分を不当な減免適用（財産の処分）であると考へ、それらの厳格な徵収を求めて住民監査請求を行つたが、大阪市監査委員は、平成21年8月20日、本件各施設に係る減免適用の判断内容に裁量逸脱の違法があるとしてなされた本件請求には理由がないと判断し、これを原告に通知した（甲1）。

2 大阪市の朝鮮総聯関連施設に対する減免措置

市条例施行規則（以下「規則」という）第十二条の3第31号に基づき「在日外国人のための公民館的施設において、専らその本來の用に供する固定資産」については、固定資産税等が免除されている。大阪市は、平成20年度において、「在日外国人のための公民館的施設」としての施設を減免対象としており、減免税額は約2,600万円となっている。このうち朝鮮総聯が管理利用等している施設（以下「本件各施設」という）は20施設であり、減免税額は約600万円である。因みに、本件各施設を対象として固定資産税等の減免措置を行った。

3

朝鮮総連と北朝鮮との関係

(1) 朝鮮総連とは、亡金日成が完成させた

共産主義イデオロギーの亞種である「チヨチエ思想」を指導理念として北朝鮮の軍事独裁政権である金正日政権の指導を仰ぐ

在日朝鮮人らの政治思想団体であり、いわゆる日本人拉致事件において積極的な役割を担っていたことが強く疑われている。

(2) 福岡高裁平成20年1月11日判決は、

朝鮮総聯が「北朝鮮の指導のもとに北朝鮮と一緒にの関係にあって、専ら北朝鮮の国益やその所屬構成員である在日朝鮮人の私的

利益を擁護するために、我が国において活動をおこなっている」とは明らかである。

(3) 政府は平成21年3月24日、岡本充功衆議院議員の質問主意書に対する答弁書

の中で「朝鮮総聯の関連施設は、外交関係

に関するウイーン条約に規定される使節

の公民館には当たらない。また、同条約

には「該當機関に準する機関」という区分

はない。また、朝鮮総聯については、その

民主主義人民共和国のまわりに総結集さ

る」などと掲げて活動を行っているものと承知している」と答弁しており、北朝鮮と密接な関係のあることは明らかである。

4

朝鮮総聯関連施設への減免の取り扱いに関する国の通知

(1) 平成18年4月1日付け都道府県知事あて総務事務次官通知には「……とりわけ公益性を理由として減免を行う場合には、最近の裁判事例において、朝鮮総聯関連施設に対する福岡高裁判決（平成18年1月11日）などのように、減免対象資産の使用実態やその公益性判断が問題とされたものがあつたことも踏まえ、減免対象資産の使用実態を的確に把握した上で、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること」とされている。

(2) 平成19年4月1日付け総務省事務次官通知でも「……公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当するかを厳正に判断すること。特に、朝鮮総聯関連施設に

対する固定資産税の減免措置について握し、更に適正化に務めること。」とされ

ていている。

(3) 平成20年の月24日付け総務省自

治税務局長通知には「朝鮮総聯の関連施

設に対する固定資産税に關しては、既に、

本件各施設の用に供されている部分（以下「その他部分」という。）を確定し、次いで全体

として、減免対象資産の使用実態やその公益性判断が問題とされていることも踏まえ、各室

の施設を減免対象としており、減免税額

は、減免対象資産の使用実態を的確に把握し、引き続き適正化に務めるよう通知したと

ある。関係地方団体においては、上記監査委員による監査請求を受けるとされ、各室

輸入・販売という犯罪行為を組織的に行

っており、また、平成18年及び平成21

年に2回にわたる核実験を強行し、国連

安保理の制裁決議を受け、加盟国は、経済制裁等の厳格な実施と強化を求められ

ている。北朝鮮と密接な関係にある朝鮮

総聯の活動についても、厳しい目が向け

られており、我が国において朝鮮総聯が享受してきた経済的特權ないし恩恵に関しても、その要件となる「公益性」の判断については厳格かつ慎重に審査されなければならない。

5

本件各施設にかかる利用実態の調査

(1) 住民監査請求を受けてなされた監査によれば、減免申請事由を証する書類のうち、

家屋平面図が添付されていないものが施設、使用貸借契約書等が完全に添付され

ていないものが施設、減免適用部分の確定

のために必要となる資料が全く添付されていないものが施設、家屋平面図が添付さ

れていない施設でも、各階の部屋割りが具体的に記載されていない平面図を使用してい

るもののが1施設見受けられた。

また、減免適用部分の確定のために必要と

なる資料が添付されている施設でも、当該

年度の賦課期日現在の状況が、到底、把握

できるとは言えない資料しか添付され

ていない施設が一施設、会館の公民館的な活

動が把握できるチラシなどの資料が添付さ

れている施設は一施設、部屋の設えがわか

るような写真が添付されている施設は一

施設しかなかつた。

さらに、平成20年の月24日付け総務省

自治税務局長通知では、減免申請書の記載

事項のうち、実地調査記事欄には、「実施調

査を行つた職員が、利用実態その他調査内

容等について明確に記載する」とされてい

るにもかかわらず、当欄に調査員が実地調

査した内容が明確と言える程度に記載され

ているものはわずか2施設だつた。

こうした杜撰な申請取扱い事務の在り方

は、総務次官通知に明らかに違反しており、

長年にわたる朝鮮総聯大阪本部と市当局の癒着と馴れ合いがあつたことをうかがわせ

るものである。

(2) 監査委員は通知の中で「平成17年通知

では、減免の対象として、公民館的な事業

に対する減免措置はいすれも市長の裁量

による」と認定する」とはできない。

従つて、平成20年度における本件各施設

と承知している」と答弁しており、北朝鮮と密接な関係のあることは明らかである。

6

まとめ

本件施設の朝鮮総聯による利用実態は、監

査委員による調査結果をもつてしても不

明であると言わざるをえず、到底「在日外

国人のための公民館的施設であった、専ら

その本来の用に供する固定資産」に該当す

るものと認定する」とはできない。

「超重量級！」体重の話ではありません。思想信条の話です。

「NO! 民主」 桜組

超重量級で発艦

NO!

国内の工場を閉鎖しなければならなくな

別にし国民に深く定着しています。今後もできれば月一、街頭で声を挙げ、世論を構築しつつ、それを背景に思いを同じにする地方議員、国会議員と連携を密にして、日本丸が沈没しないように船倉の泥水を搔き出していきたいと思います。

ご支援等の口座
郵便振替 〇〇九〇〇 8
三菱東京UFJ銀行千里中央

マスク情報 MASUK 普通 増量大
虫除0044349

さて、自民党が大敗し、政権が民主党を
中心とするブレグレー野合集団に代わりま
した。そしてその船長が鳩山氏になれば
や彼は颯爽と米国に旅たる国連で CO₂
25%削減を表明しました。これであれど
ロンドン海軍軍縮条約のよひな語り、日本



平成 21 年 9 月 26 日 大阪難波高島屋前 女性から訴える「日本最高」(私たちも言い隊)

〔三面より続く〕
「を逸脱する違法なものであることは明らかであり、被告は直ちにこれを取り消さなければならぬ。」
よつて請求の趣旨記載の事項を求めて本訴に及ぶ次第である。

堺市宛の訴状は略します。基本的には大阪市あてと同じ。

中川昭一前大臣の逝去を悼む

本日、中川昭一元財務大臣の訃報に接し、心からご冥福をお祈り申し上げます。本格保守政権、第二次安倍政権の樹立を

もうここまで来ると、私達大和撫子と言えども黙つてゐるわけには参りません。そこで「NO! 民主」の声を上げるべく、早速「桜組」を結成し、九月二六日、大阪難波でその一声を上げました。もちろん私たちは「自民党バンザイ!」ではありません。自民党には民主党に言いたいことの五倍ほどあります。しかし、それはそうとして「断腸の妥協」で自民党を叱咤叱咤叱咤、そして少々激励しつつ、民主党政権終焉の日まで徹底的に「NO 民主!」で活動したいと思います。そしてその後のことは情勢を見ながら検討します。日本は良い悪いは別にし議会制民主主義です。そしてそれはこれまで良い悪いは

てきるものではあいません。私達が住んでいるこの「日本丸」、一体どこへいくのでしょうか。どこかへたどり着ければまだましで、遭難しかかっている

代表 服部英子
(外国人參政権に反対する会・關西代表)
副代表 梶谷萬里子
(県土・竹島を守る会事務局長・島根)
副代表 松谷祐子

◇ 前記口座、または同封の郵便振替にて

平成二十一年七月一日 鳥取県立浜陵高等学校(0857-28-0250)で6月24日、朝鮮総連鳥取県本部の朴井愚委員長を呼び教職員対象に、人権問題をテーマに講演した。まるで石川五右衛門が防犯の講演をするような話で我々は早速鳥取県教委に8月25日、抗議に出向いた。我々の要求は、①、朴井愚の講演料八千円の返還請求をする。②同校で拉致被害者関係者の講演会を行う。同校より、後日返事あり。①は理由がないのでできない。②は了承。しかし、総連と鳥取県教育界は事实上絶交したといふ。また、絶交は書面で説明あり。鳥取県教委の努力に敬意を表し矛を収める。

は公道を閉塞され行動を制限された件につき、平成21年8月20、「国旗差別慰謝料等国家賠償請求事件」として、本人訴訟で行政提訴。大阪地裁で十月十六日に第一回弁論期日が決まった。ところが被告広島県は「遅滞防止」「衡平」を理由に、広島地裁へ移送することを申し立てた。早速「理由なし」の意見書を提出。被告広島県は、現場検証と多くの警察官の証人尋問の必要性を理由にしているが、本件は原告被告ともにビデオ撮影をしていて証拠は明白。事実を争う裁判ではなく、警察官の為した行為の評価を問うものであり、多くの尋問そのものが裁判の遅延を招く。としたためた。

願う私たちにとつて、その右腕、中川元大臣の訃報は、親や夫が亡くなる以上に痛手と感じております。そこで、桜組の目標は、中川前大臣の後に続く、若手政治家を発掘し、育成することも、行う必要があるのではないでしょうか。それが、心ならずも無念の死を遂げられた中川元大臣への手向けにならうかと思ひます。同 松谷祐子